

建設業従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める
意見書

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの労働者、国民に広がっている。現在でも、建物の改修・解体に伴うアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がっている現在進行形の公害である。東日本大震災で発生した大量のがれき処理についても被害の拡大が心配されている。

欧米諸国で製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では、建設業従事者に最も多くの被害者が生まれていることが特徴である。それは、アスベストのほとんどが建設資材等として建設現場で使用されたこと、そして、国が建築基準法等で不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因がある。

特に、建設業では重層下請け構造のもとで多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もないという現状である。

また、多くの被害者の高齢化・老齢化、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者救済の速やかな対処が求められている。

よって、本市議会は国に対し、建設業従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済措置を実施するとともに、アスベスト被害の拡大を根絶する対策、及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月20日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣 あて

環境大臣

衆議院議長

参議院議長